

内閣人第 六 号

起 案

平成二六年一月九日

決定	平成二六年一月十日
上奏	平成二六年一月十日
裁可	平成二六年一月十日

施行

平成二六年一月十日	平成二六年一月十日
-----------	-----------

内閣総理大臣

臨時代理

無

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五



内閣総務官



裁 判 官 人 事

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することといたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年

十月五日閣議決定）」により、内閣総理大臣限りとされている。

内

閣

最高裁人任一第33号

平成26年1月8日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

最高裁判所長官 竹 崎 博 允



判事補に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 平成26年1月16日)

(別紙)

石	川	絃	紹
今	澤	俊	樹
岩	下	弘	毅
内	村	祥	子
大	瀧	泰	平
大	橋	勇	也
小	泉	敬	祐
佐	藤	貴	大
首	藤	瑛	里
周	藤	崇	久
高	田	浩	平
角	田	宗	信
戸	塚	絢	子
西		臨	太郎
日	野	正	実
藤	野	真	歩子
堀	内	健	太郎
水	谷	遥	香

村	井	佳	奈
山	田	裕	章
渡	邊	綾	乃
金	崎	哲	平
鈴	木	あり	さ
蘭	口		恒
竹	村	友	里
三	好		治
八	木	香	織
山	田	悠一郎	
大	庭	陽	子
岡	井	麻奈美	
工	藤		智
野	上	幸	久
角	田	悠	貴
横	山		寛
根	岸	聡	知
横	澤	慶	太
植	木		亮

小	澤	明日香	
岡	田		彩
秋	田	康	博
安	藤	巨	騎
伊	藤	圭	子
植	草	元	博
内	田	健	太
坂	口	和	史
塚	上	公	裕
中	山	裕	貴
福	本	晶	奈
八	木	あ	ゆみ
矢	崎	達	也
藪	崎	麻	衣
貝	塚	真	帆
角	田	裕	紀
山	村		涼
和	田	崇	寛
杉	濱	美	穂

たか	はし		な
嵩	稿		有
やま	だ	はる	な
山	田	春	奈
きく	ち	たく	や
菊	地	拓	也
ひら	せ	ひろ	こ
平	瀬	弘	子
ふじ	た	よう	すけ
藤	田	洋	祐
いし	い	み	ほ
石	井	美	帆
くろ	き	ひろ	たか
黒	木	裕	貴
な	ち	く	こ
那	智	久	美子
は	の	ま	り
波	多野	麻	里
もり		ふみ	や
森		文	弥
わた	な	なお	き
渡	べ	直	樹
やま	さ	はる	か
山	崎	遥	香
いし	くろ	ふみ	たけ
石	黒	史	岳
にし	わ	のり	こ
西	脇	典	子
み	や	ゆう	こ
三	宅	由	子
たけ	うち	じょう	じ
武	内	議	司
なが	た	だい	き
永	田	大	貴
た	なか	さ	こ
田	中	佐	和子
ほそ	だ	ゆう	じ
細	田	裕	司

かわ	はら	たか	ひと
河	原	崇	人
たけ	だ	ゆう	こ
武	田	夕	子
ぬま	た	こう	いち
沼	田	晃	一
おお	しま	ま	り
大	嶋	真	理
			子
たか	ぎ		わたる
高	木		航
はま	さき	とし	ふみ
濱	崎	俊	文
ふじ	まる	たか	ひさ
藤	丸	貴	久
てら	だ	ゆう	すけ
寺	田	悠	亮
こう	ろく	みず	き
合	六	水	希
い	とう	たつ	や
伊	藤	達	也
おり	もと	も	な
織	本	も	な
くす	やま	たか	まさ
楠	山	喬	正
みや	もと		まこと
宮	本		誠
やなぎ	さわ		さとし
柳	澤		諭
か	み		のぞみ
加	美		希
きた	しま	むつ	ひろ
北	島	睦	大
なか	がわ	ひろ	む
中	川	大	夢
はち	や	あづ	こ
八	屋	敦	子
くに	むね	しょう	こ
國	宗	省	吾

もり森 崎 なつき

比 藤 た 望 祐